

定を行つたものであります。

いずれにせよ、ハリス米国副大統領を始め  
の海外からの要人が参列されるということ  
は、信元総理の外交上の実績に対する海外から  
の評価の表れだと考えております。

總理 今の状況でありますけれども、安倍元総理御本人もそうでありますから、韓民族も本当に今こうした状況を悲しんでいるのではないかというふうに推察をいたします。現時点では、実態に向けて一つ一つ丁寧に御説明をされ、国粟能に対する支持を増やす努力が必要不可欠である、我々は野党でありますけれども、そう考えております。

そこで、国葬で一番忘れてならないのは、安倍元總理御本人や遺族の方々のお気持ちに配慮するということが今抜け落ちているのではないかと、いう危惧をしております。そして、今までの功績や御尽力に対する敬意を表すことが今回の国葬の最大の意義であるとも考えておりますが、この

点について、安倍元總理・また御家族・身内の支援者の方、そこ今まで影響を及ぼする。一点、安倍政権の表裏についてこれが泉さんからありましたけれども、私は敷意を表してやみませんが、そういう意味で、結果的に国葬をしてよかつたなどと思われることが我々の責任でもありますし、総理がリーダーシップを取つていただく

一番のポイントではないかと思います。この点について、一番懶やんでおられる御親族、また安倍元總理のお気持ちを考えれば、今の國民の状況、意識をどう考えるか、お答えいただきたいと思います。

元総理の国葬儀の検討に当たっては、調査族の気概に憲法の場を追悼したい思いをお持ちの方々のために執り行うものであると考えております。

持ちも勘案しながら進めていかなければならぬと考えております。

い、これも同感であります。安倍元总理の御功績を讃美する意図で、御尽力に対する敬意を表す、そして、それとともに御甫かつ心のこもつたものとなるよう、引き続き万全の準備を進めていただきたいと考えております。

○選舉委員 最後になりますけれども、今同様の国際の問題点は、やはり、先ほど来ありましたように、国連の基準はないままであるが開設決定をすら実施を決めたことにあると言わざるを得ないといふですけれども、私自身は、国連を執行する所と決めていた開設決定を否定するものではありません。

つきましては、説明を乞くされ、国民の理解を

いただくという順序や対応の不足がこのようななまづきの現状になつてゐる、これは国会議員のみならず政府の国民の意識などは思うんですですが、その後の歴史に委ねられる部分も多いと思うんですね。難しいことはもう理解しておりますけれども、しかし、今後、国民の理解をいただくためにも、一定の基礎

を設ける必要があるのではないか。  
今後、実施後の検証を踏まえて、一定のルールを作り、実理も、また内閣も、政府もお考えになられた方がいいのではないかと思いますが、最後に總理にお答えいただきたいと思います。

○岸田内閣總理大臣　国難儀について具体的な基準を設けるなどという御指摘があるということは十分

承知しております。

方については、これまで、その時々の内閣において、様々な形を判断してきた。こうしたことであつたと振り返っています。

今後も、内閣總理大臣経験者が逝去された際には、その時の内閣においてその都度ふさわしい形が何なのかを判断する、こうしたことになるとしている。

は  
考  
え  
て  
お  
り  
ま  
す。

ただし、国葬儀の実施について、委員からも今まで様々な御指摘をいただきました。今回の国葬儀の実施後に使う検証の結果、先ほどの予算の数字等も確定したものを見つかり報告しなければなりませんし、こうした検証の結果、今後の国葬儀の在り方

方についてその検討の結果を發立てていく。こうした姿勢は重要であるとの認識をいたします。

國債儀が滞りなく終えることを、私たちも協力していきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ろしくお願ひ申し上げます。

今日は、国連儀典に関する總理への質問でございまして、日本の儀式として行う以上は、当然、多く日本の国民の皆様方に理解を得る必要があるというふうに思っています。

その点におきましては、七月二十二日に国連儀典の開設決定をされて、八月三十一日に記者会見もな

されましたが、やはりこういった国会での説明と  
いう場が少し遅くなってしまったのではないかと  
いうことは、私も一点指摘をさせていただきたい  
と思っています。

ただ、今日は、總理自らの言葉で様々なことが  
國民の皆様方に理解されたのではないかと思つて

この御用儀も儀式でございます。また、吉田茂元の總理大臣の國章儀につきましても、内閣府設置法の前身であります總理府設置法を根據に國の儀式でございません。特に國章儀の法的根柢、これは恐らく國民の情緒がきちと説明を開かれるのは初めてではないと思つておる。

として行われたというふうに承知をしております

ので、これはやはり、立法にも司法にも屬さない事実行為である国葬儀を内閣が決定することは私は非常に妥当であろう。そこをしつかり示されたことは意義があると思っています。

ただ、これは内閣が国葬儀を決定できるという

根拠になるだけでございまして、安倍元総理の死に伴いまして国葬儀をすべきかどうか、「ここについてはまた別の論点になるわけですが」といいます。今日は、私、別に聞いておりまして、一つ、国葬儀にすべき大きな理由として、各國首脳が、安倍元総理及びその御家族に対する弔意だけでなく、我々日本国民、日本全国全体に対する弔意を示されてい

る。であるならば、日本国全体の行事としての国葬儀を行うことが外交上の礼節にもかなうということがございました。

そこで、今日は、国民の皆様方に分かりやすく  
という意味で、具体的に外国から我々日本国また  
日本国民にどのような弔意が寄せられていて、だ

から国賃儀にするんだということを、改めて總理の方から国民の皆様方に御説明いただいた方が理解が深まるのではないかと思っております。どうぞ御斧弁をいただきたいと思います。

首脳レベルを含め約二百六十の国、地域そして機関から手七百件以上の弔慰メッセージが寄せられており、メッセージの内容は、安倍元総理の在任中の功績を評価し、安倍元総理、御遺族そして日本国民全体への哀悼を示すものとなっています。

国、奈良州、フィリピン、インドなど多くの国で議会の追悼決議というものが行われています。また、ブライジン・ミントンを始め多くの國々では、政施する。また、オーストラリアの例ですが、ランドマーク、公共施設を奉と百でライトアップするなど、そうした形で国を挙げて弔意を示す、こう

したことも行わされました。

これら国際社会から寄せられた数多くの敬意や弔意に対し、日本国として礼節を持つて丁寧にお応えするためにも、国の儀式である国葬儀を執り行い、海外の要人をお迎えする」ことが適切である、適当であると判断をした、こうしたことあります。

○済地委員 丁寧に総理の口から国民の皆様方に御説明いただいたと思っています。

私の手元にも様々な弔意がござりますけれども、例えはマクロン・フランス大統領、安倍晋三元總理の訃報に接し、日本政府並びに日本国民に哀悼の意を表するあるとか、我々日本国に対する弔意が寄せられております。

また、先ほど總理からも御説明がありましたとおり、國の一つのイベント、イベントというのはちょっとと言ひ方は失礼ですけれども、様々な取組をしていただきたいとございますので、私は、やはり國葬として、日本国全体として今回の弔問に訪れていたたゞ外國要人をお迎えすべきことは理にかなっている、また、これは日本の國益にかなうというふうに思うところでござります。

だからこそ、今回の國葬儀に様々な首脳が来られたときに、逆に、万全の準備をしていただきたいと思っております。三日間、前後を通して一日に二十件以上の首脳会談もされるのではないかといふうに聞き及んでおりますけれども、万二二の国葬儀に関して警備が怠るようなことがあったら、かえつて日本の國益を損ねます。

また、来年、總理の地元でもG7サミットが行われるわけございまして、もう一度、治安がいいと言われていた日本が、失いつづある治安、警備体制の方全さというものを今回の國葬儀で世界に示すことが大事であろうと思つています。費用の点でも批判もございますが、批判をかわるために警備が手薄になることがあつては絶対にいけないというふうに思つておりますので、この弔問外交についての總理の御決意を最後にお聞き

したいと思います。

○岸田内閣總理大臣 まず、改めて、安倍元總理が銃撃を受け、亡くなられたという重大な結果について大変重く受け止めしております。

事件を受け、警察庁において行われた検証の結果が走り、新たな警護要則が制定され、警護体制を抜本的な強化が図られたと承知をしておりますが、警察においては、二度と今回のような事件が起らぬよう、見直し策を徹底し、警護に力を期してもらいたいと思つています。

今後、今月の安倍元總理の國葬儀はもとより、来年のG7サミットなど重要な行事が続きます。今回の検証の結果も踏まえ、広く国民の理解を得つつ、警護体制を強化し、これらの行事を安全かつ円滑に執り行つてまいりたいと考えております。

○済地委員 ありがとうございます。

しっかりとお聞きいたしました。それで、数日間、万全を期していただきたいと思つています。これは、民主主義の世界で反対される方は当然ながらこそ、今回の國葬儀に様々な首脳が来られたときに、逆に、万全の準備をしていただきたいと思っております。三日間、前後を通して一日に二十件以上の首脳会談もされるのではないかといふうに聞き及んでおりますけれども、万二二の國葬儀に係るべきことは理にかなっている、また、これは日本の國益にかなうというふうに思うところでござります。

結果で最後は國民の皆様方の理解もまた支持も深まると思つておりますので、是非、總理におかれましては万全に臨んでいただきたいと最後にお願いしまして、質問を終わらせていただきます。

以上でございます。

○山口委員長 次に、浅野哲君。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。七月八日、選舉期間終盤に凶弔に倒れた安倍晋三元總理のみたまに哀悼の意を表し、長年にわたる政治家としての人生をさけげた政治家に心から敬意を表しつつ、質疑をさせていただきます。

まず、總理、本日、これまでの質疑の中で、總理の範囲である、内閣府設置法と閣議決定を根拠

として今回國葬を行うということをおつしやいました。

その言葉のとおりの理解ということでよろしいと思います。内閣府設置法及び閣議決定を先ほど申し上げておりますのは、安倍元總理の國葬儀については内閣府設置法及び閣議決定を根拠として執り行うこととしているということ、そして、内閣總理大臣の儀式を行ふことは立派にも司法権にも属さず行政権の範囲に含まれていると考えられます。このことは内閣府設置法第四条第三項で明らかになつておられるということがあります。

内閣府設置法第四条第三項では、内閣總理大臣経験者が、その時々の内閣においてその都度ふさわしい形が判断されるものであるということ、こうした説明をさせていただいていると認めをせています。そして、今後、内閣總理大臣経験者が、その時々の内閣においてその都度ふさわしい形が判断されるものであるということ、こうした説明をさせていただいていると認めをせています。

○浅野委員 その内閣府設置法の解釈、理解といたいものをもう少し踏み込んで議論させていただきます。内閣府設置法第四条第三項で規定されているというふうに答弁をされました。

ただ、これはよく読んでみますと、内閣府設置法第四条第三項、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどると書いてあります。次に掲げる項目の三十三番目

に、國の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に関する事務に關することと、これが記載されています。これが總理がおっしゃっている法的根拠の条文の部分なんですねけれども、この条文には、ほかに、内閣府がつかさどる事務の範囲内に、行政権の範囲内に、國の儀式をそもそも行うのかどうかといふこととあります。

これが總理がおっしゃっている法的根拠の条文の部分なんですねけれども、この条文には、ほかに、内閣府が世論調査を行つたりとか国会、立法府と行政府の間で本当に全員がその認識を二つにしているのかどうかといふ状態ではないというふうに思います。

ただ、もう九月二十七日、時間が迫つております

に關することと、うな記載がされています。

ただ、この条文をもう一度繰り返しますと、國の儀式に関する事務に關することと、うな記載があります。これが言いたいのは、やるからうながと、うな判断をする、起草する権利が委ねられているのか。ここについては、やはり今の議論ですと、国会、立法府と行政府の間で本当に全員がその認識を二つにしているのかどうかといふ状態ではないというふうに思います。

す。行政政府と立法院がこういった国の儀式を行う際に認識を一つにするためにも、今後は、閣議決定をする前に、立法院、国会に、その儀式を行なるべきかどうか意見を聞く場を設けるべきではないかというのが一つです。

二、自らはたまた日本の前田洋二十七日の日報  
儀、時間が迫っております。ただ、反対をすると言つていい  
もあるとおり、各党、また反対をすると言つていい  
る政党もござります。是非とも各党の入党と会議  
を行つていただき、總理のその思いを、今日こ  
の議院運営委員会の場だけではなくて、各党に直  
接伝えて、理解を得、協力を得る努力を続けてい  
ただきたいと思います。  
こちらについて、總理の見解を伺いたいと思いま  
す。

だけるよう努力をしていきたいと考えております。  
○浅野委員 時間も限られておりますので、最後、質問させていただきたいと思います。これは官房長官になるかもしれません。  
国葬儀の準備期間や当日、多くの海外要人が日本を訪れる予定になつております。当然ながら、厳戒態勢がしかれることになります。その期間中、高速道路の利用制限、あるいは、当日予定されているスポーツやコンサートなどのイベントその他事業に関しては予定どおり開催してよいという理解でよいのか、何らかの制約、制限があるのかかるのか、あるいは政府からの要請がされるのか、この辺りについて御答弁いただきたいと思います。  
○松野国務大臣 お答えをさせていただきます。  
国葬儀當日に、外國人の宿泊場所から日本武道館までの移動、全くの事実でござります。

を侵害し、弔意の強制につながります。国葬は中止すべきであります。

同時に、国民の皆さん方が疑問に思っているのは、統一協会と深い関わりがあった安倍元総理を国葬にすること"であります。

岸田総理は、統一協会との関係を絶つと言つてゐるのに、その統一協会と深い関わりを持つてきたり安倍氏に対しても敬意と弔意を表す国葬を行う"というのは矛盾しているのではありますせんか。

○岸田内閣総理大臣　まず冒頭申し上げるのは、先ほども少し申し上げましたが、今日は内閣総理大臣として発言をさせていたたいておられます。ですから、自民党總裁としての発言は控えなければならぬとは思います。ただ、昨今の世の中の状況に鑑みて、御指摘の点についてもお答えをさせていただく"ということをお許していただきたいと思います。

そして、その上で、今委員の方から御質問があ

統一協会と深い関わりを持つて來た安倍晋三をして國葬をすることは、関係を断ち切るべきである。統一協会の活動を是認することにはいけません。

○岸田内閣總理大臣 今、国葬儀について御質問をおいただいております。

国葬儀として葬儀を行うに當たつて、まだ安倍總理の、百三十三年間の憲政史上最長期間、また民主主義の基盤である選舉における死の遂げた、こうしたことは前例のないものであると認識をしておりますし、その上で、大きな功績を内外が評価している。特に海外の方々がしっかりと心えていかなければならぬ、目次全体に対する弔意に日本国としてどう応えこれを考慮した際に、国葬儀を行うべきである判断に至つたという説明をさせていただります。

○塙川委員 お答えになつております。

国葬儀については、今申し上げたこの整理しつかりと考え方を国民の皆さんに説明されただきたいと思つています。

はしま  
元總理  
御議論  
は、  
すは、  
の在任  
いて非  
いこと  
様々  
評議に  
本国民  
るか  
るとい  
てお  
いてお  
りで、  
せて、  
いた、  
なま

う作れて通じて行く。こうした姿勢をもって重要な  
こと、これが国葬儀式を進める上で重要であると私も認  
識をしています。

そして、国民の皆さんに広く理解をいただきと  
いう観点からどうあるべきなのか、どうあるべき  
だったのか、こういったことについては、謙虚に  
様々な指摘を受け止めて、そして、何よりもこれ  
は説明が大事なわけですから、引き続き説明努力  
を続けていきたいと思います。

そして、各党の理解を得るべきではないか、こ  
うした御指摘がありましたたが、だからこそ、今日  
も議院運営委員会という場をおかりして、各党の  
皆さんを始め国民の皆さんにしっかりと説明をさせ  
ていただきたいということがあります。

今後とも、会見であつたり、ぶら下がりであつ  
たり、あるいは関係大臣の発言であつたり、様々  
な形で、より多くの国民の皆さんに御理解をいた

○浅野委員 終わります。ありがとうございます。

○山口委員長 次に、塙川鉄也君。

○塙川委員 日本共産党的塙川鉄也です。

安倍元総理の国葬について、総理にお尋ねをいたします。

我が党は、安倍元総理の国葬に反対であります。

岸田總理は、安倍元総理に対する敬意と弔意を表します。これは、安倍元総理の政治の礼賛になります。

そもそも、国葬は、現行憲法の精神と相入れません。法の下の平等に反し、思想及び良心の自由

の関係は、従来よりは専門的な問題を専門家が担当されており、民間団体ではないことは、政治に対する信頼度を高めるために関係をもつておらず、絶つ必要がある。こうしたことを申し上げております。そして、安倍元総理の当該団体との関係をもつておられます。ということについては、先ほど申し上げておりますように、御本人が亡くなられた今、これを十分に把握することは難しいと考えております。

そして、葬儀・国葬儀について考える際には、先ほど申し上げました、在任期間、功績、国際的な評価、そして亡くなられた経緯、こうしたものとを総合的に勘案して政府として判断するというものであると思います。その都度、政府として、内閣総理大臣や経験者の葬儀の在り方について適切に判断していく、これがこれまでのありようでありますし、今回もそうした考え方に基づいて判断した次第であります。

統一協会が権威を握つてき続く組織として、その統一協会と安倍氏の関係について曖昧さが残るところがあります。安倍氏と統一協会との間係を調べて調査に限界がある、こういう点を曖昧にしては国難でいいのかといふことが問われて、どうぞ申し上げたい。

その点で、この安倍氏と統一協会との間係について、具体的にお尋ねをいたします。

一つは、安倍氏が国政選挙において統一組織票を差配していたという問題であります。自民党的宮島喜文前参議院議員は、二〇〇〇年の参議院選挙で、統一協会の関連団体の世田谷連合の支援を受けて当選しました。今年の衆院選に向けて、宮島氏は、伊達史一元参議院議員安倍氏と面会するよう指示されたと言いました。島氏は、前回と同様に教團の応援票を回したいと要望したが、安倍氏から前回のようないい

第三類第十六回

難しいと言われ、立候補を断念したという話です。一方、さきの参議院選挙では、元安倍総理秘书官だった井上義行候補が統一協会の支援を受けて当選をしています。

国政選挙における安倍氏と統一協会の関係については、どうお考えですか。

○山口委員長 直接議題と関係ないことは、總理、答えなくて結構でございます。

○岸田内閣総理大臣 まず、自民党においては、脚指摘の点も含めて、所属国會議員に対して、今までのありようについてしっかり点検を行い、その点検の結果をしっかりと党に報告する取組を進めさせていただいております。過去どのようなことがあったかについては、それぞれの議員が国民に対してしっかり説明することが重要であるということを考え、その点検の結果を党に報告するということを求めていたところであります。

そして、過去についてはそれぞれしっかり説明をした上で、未来に向けて、社会的に問題が指摘されている団体とは関係を持たない、関係を絶つ、これが党の基本方針であります。そして、それを担保するためのチェック体制を強化する、これを見直す検討しているところであります。

是非、こうした取組を徹底することによって、自民党のありようについて国民の皆さんに説明を続けていきたいと考えております。

○塙川委員長 協会の反社会的な行為、政治家が協会と関わることでこのような反社会的な行為にお墨つきを与え、被害を拡大し、被害救済を妨げるものとなってきた。この点でも徹底した解説が必要だということであります。安倍氏と選挙との関係についても、この点についてはっきりさせめる必要がある。宮島氏や伊達氏など、所属国會議員以外の方についても、こういった実態の解説のために聞き取り調査をされるることは考えませんか。

○山口委員長 議題と直接関係ない質問であります。ほかの調査のお話を今、塙川委員なさったの

で……塙川委員「いえ、安倍氏の評価の問題ですか」と尋ぶ)

質問を続けてください。

○塙川委員 国葬をされる方がどういう活動を行ってきたのか。国民に、國の行事として敬意と弔意を國全体として表す儀式、こういったことを求める國葬、その該当する方がどういう政治活動を行ってきたのか。このことがまさに問われるわけだ。そのことについて、今までに關係を絶つべきと言っている統一協会との関わりについて明らかにするというのは、國葬問題のまさに中心の議論じやないでしょうか。お答えできないというの

は絶対納得できない。

こういった選舉応援の問題についてもしっかりと明らかにすることが必要ですし、また、もう一つ申し上げたいのが、政策への影響の問題であります。

○山口委員長 これにて発言は終わりました。本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十二分散会

一部の団体の意見に振り回されるといふことはないと信じております。

○塙川委員 安倍氏は、反社会的団体の統一協会の広告塔であり、統一協会の選舉応援の司令塔だった。さらに、選択的夫婦別姓反対や同性婚反対、憲法改正など、統一協会の政策面での影響が問われております。岸田総理は、安倍氏と統一協会との關係について調査も行わず、国葬を行うのか。これでは国民の理解は得られない。

国葬は中止すべきだと申し上げて、質問を終ります。



等は、警護・接遇を要する要人の数等が不確定であるため、確たることを申し上げることは困難であります。また、これまで、国が開示した葬儀に関して、既定経費で支出する警備・接遇に要する経費を切り出してお示しをしたことはありませんが、丁寧な説明を尽くすという観点に加え、これまでの各国からの連絡状況を踏まえ、一定の仮定の下で経費の見込額を見積もると、警備に要する経費は八億円程度に、接遇に要する経費は六億円程度になるものと見込まれます。

他に、自衛隊の儀仗隊等の車両借り上げ料等が〇・一億円程度と見込まれます。

いずれにせよ、最終的に要した経費は、国葬儀実施後に精査した上で、できる限り速やかにお示しをしたいと考えています。

その他式典の詳細については現在検討しているところですが、厳粛かつ心のこもつた国葬儀となるよう準備を進めてまいりますので、各党の皆様におかれましても、何とぞ御理解と御協力をお願ひをいたします。

○委員長(福岡賀麿君) 以上で報告の聴取は終りました。

質疑のある方は順次御発言願います。

○獨立昇治君 自由民主党の舞立昇治でございます。よろしくお願ひいたします。

冒頭、民主主義の根幹たる選挙戦のなか、突然の施行により命を奪われた安倍元総理に対し、改めて心から哀悼の誠をささげるとともに、御遺族の皆様にお悔やみ申し上げます。

私は、平成二十五年の参議院選挙で初当選する前、現総務省、旧自治省で勤務しておりました。が、平成十七年に縁あって山口県下関市に転向させていただきました。そのときお仕えした市長があふれる方で、私のような者にも気さくに接していました。多分、安倍元総理の人柄に直接触れていただき、

れば、直接お話しすれば、どなたも好きになると思いませんが、私も漏れなくファンになってしましました。

以来、あつという間に十七年たちましたが、まさに、本年二月二十四日のロシアによるウクライナ侵略に続き、七月八日、安倍元総理が参議院選挙中に暗殺される事件が起きるとは今でも信じられない未来へ再び免責を取り直す機会とす

るのが国葬儀だと思います。

岸田總理は、国葬儀を行う理由として、一、歴代最長の總理在任期間、二、内政、外交両面での歴史に残る様々な実績、三、国内、海外からの高い評価と幅広い弔意、四、選舉運動中の非業の死であり、暴力には屈しない國の毅然たる姿勢内外に示すこと、四点挙げられましたが、私としては必ずは總理の勇判断を強く支持したいと思います。

その上で、これまで様々な論点が指摘されていますが、順に触れないと思います。

まず、国葬儀の法的根拠が不明確という点について、確かに、これは国民の皆さんにとって、国葬儀をやめていいとか駄目だとか、現行法の規定は存在しないので分かりにくいと思いますが、過去の内閣閣も同じですが、現行法令上、特に禁止構築することも、歴代最多の八十九回、延べ百九十六か国・地域への訪問を始めとする積極的な首脳外交を展開する中で、諸外国と良好な関係を築き、日本と世界の平和と安定のために貢献され、日本の国際社会でのプレゼンスを飛躍的に高められました。安倍元総理を失ったことは我が国外交にとって計り知れない損失であり、このことは國民の想像を超えるものだと思いますので、まさに、國葬儀に対する基準が前もってないことを問題視する声もありますが、確認する限りでは海外でも詳細な基準がある国はむしろ少ないです。

また、国葬儀に対する基準が前もってないことを問題視する声もありますが、確認する限りでは海外でも詳細な基準がある国はむしろ少ないです。その具体的な内容を紹介いただきたいと思います。

その上で、二点目ですが、国葬儀には海外から

するとかえって政治問題化して混亂するおそれもあるため、國に貢献した方を追悼する本来の趣旨に鑑みれば、これまで同様、その都度、時の内閣

が、總理が責任を持って総合的に検討して、ふさ

した。

以上二点、岸田總理からまとめて答弁をお願

いたします。

が、總理が責任を持って総合的に検討して、ふさ

した。

が、總理が責任を持って総合的に

州はハワード元首相、アボット元首相、ターンブル元首相、そろって参列の意向が示されていました。

こうした数多くの海外要人と可能な限り会談を実施し、安倍元総理が培われた外交遺産、これをしっかりと受け継いでいく、こういった意思を内外に示すことも重要であり、こうした形で相手国から我が国に示された敬意にしっかりとお応えしてまいりたいと考えております。

以上です。

○舞立昇治君 総理、ありがとうございます。

日本では、国葬儀に賛成、反対という入口論で賛否が大きく分かれる状況でございますが、先ほど御説明いたいたように、ブラジルやインドなどでは安倍元総理の追悼のために國を挙げて喪に服していただいた例もあるということを是非、国民の皆様には、多くの国民の皆様に知つていただきたいと思います。

國葬儀やつてよかつたよね、やつてよかつたねと多くの國民から言われるよう、政府においては、引き継ぎしっかりと丁寧に説明を尽くしながら最大限の努力をしていただきたいということをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○吉川沙織君 立憲民主黨の吉川沙織でございま

す。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、安倍晋三元内閣総理大臣に対しまして深く哀悼の意を表します。

故安倍元総理の國葬儀に関して、岸田総理がこれ

を初めて明らかになさったのが七月十四日の総理記者会見においてでございます。

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 国葬儀の実施につ

いては、政府として、どういう理由でどういった法的根拠でこれを判断したのか等、こうした形で重要な

のありようについて丁寧に説明することが重要だ

つまでも、その場はどこになりますでしょうか。

以上です。

○舞立昇治君 総理、ありがとうございます。

日本では、国葬儀に賛成、反対という入口論で

賛否が大きく分かれる状況でございますが、先ほ

ど御説明いたいたように、ブラジルやインドなどでは安倍元総理の追悼のために國を挙げて喪に服していただいた例もあるということを是非、国民の皆様には、多くの國民の皆様に知つていただきたいと思います。

国葬儀やつてよかつたよね、やつてよかつたねと多くの國民から言われるよう、政府においては、引き継ぎしっかりと丁寧に説明を尽くしながら最大限の努力をしていただきたいということをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○吉川沙織君 私、今総理にお伺いいたしました

のは、表明をされた時点で国会や國民に対して説明をするおつもりがあつたのかどうかということ

でございます。

なぜ今このようなお問い合わせをしたかと申します

と、七月十四日の総理会見の議事録を見ていたしま

すと、総理は、記者からの質問に、国会やどこか

で説明する必要があるんじやないですかと問われた際に、総理は、國葬儀に関しては行政権の作用

で実施を行う際に様々な手続が必要になります

と、そうした内容について、手續等を進める、書式等を用意するなど準備を進めて、二十二日の開

議決定に至ったと振り返っております。

○吉川沙織君 七月十四日総理会見、七月二十二

日の内閣総理決定をされた。その間の内閣内部に

おける意思決定のプロセス、検討過程が不明で、

これだけ國民の皆さんがいろんな思いをお持ちで

ある中で、この一週間何をやられたかという今の

翻つて、先日、八月三十一日の総理会見におい

ては、説明が不十分との指摘を受け止め、正面か

ら答えること、国会審議の場においてテレビ入り

で御自身が答弁すること等を表明されました。こ

こまで、事実関係を幾つか伺います。官房長官

のありようについて丁寧に説明することが重要だ

と思っております。そして、あわせて、そうした

判断について説明すると同時に、できるだけ多く

の国民の皆さんの理解を得るよう説明責任をしつ

す。

○吉川沙織君 今冒頭でも報告いたいた事実で

ございますが、七月十四日に総理が記者会見で国

葬儀を行うということを表明され、七月二十二日

に九月二十七日に国葬儀を行うということをお決

めになられました。

つまり、七月十四日から七月二十二日まで約一

時間、間があつたわけになります。この間、どう

なければならぬと思ひます。

その後、七月二十二日に閣議決定するなど、そ

後の取組の中で説明を受けたわけですが、いず

れにせよ、説明の重要性しっかりと認識して、今後

とも説明努力を続けていきたいと考えております。

○吉川沙織君 私、今総理にお伺いいたしました

のは、表明をされた時点で国会や國民に対して説

明をするおつもりがあつたのかどうかということ

でございます。

なぜ今このようなお問い合わせをしたかと申します

と、七月十四日の総理会見の議事録を見ていたま

すと、総理は、記者からの質問に、国会やどこか

で説明する必要があるんじやないですかと問われた際に、総理は、國葬儀に関しては行政権の作用

で実施を行う際に様々な手続が必要になります

と、そうした内容について、手續等を進める、書式等を用意するなど準備を進めて、二十二日の開

議決定に至ったと振り返っております。

○吉川沙織君 七月十四日総理会見、七月二十二

日は、表明をされた時点で国会や國民に対して説明をするおつもりがあつたのかどうかといふこと

でございます。表明をされ、本当に決めるまでの間、

そこで、内閣を代表する、内閣総理大臣から国会で議論してほしいと要請がなれば、内閣総理大臣から国会で意見を開くとか、国民の声を吸い上げるとか、これを踏まえ、衆議院正副議長が、各会派の意見を開き、国会として意見の取りまとめを行なふ検討を行なう上で、その十四日の最初の表明といふことになったわけになります。その後も、内閣

議決定を行う際に様々な手続が必要になりますが、その後も、内閣

内閣総理大臣から国会で議論してほしいと要請がなれば、内閣総理大臣から国会で意見を開くとか、これを踏まえ、衆議院正副議長が、各会派の意見を開き、国会として意見の取りまとめを行なふ検討を行なう上で、その十四日の最初の表明といふことになったわけになります。

○吉川沙織君 七月十四日総理会見、七月二十二

日の内閣総理決定をされた。その間の内閣内部に

おける意思決定のプロセス、検討過程が不明で、

これだけ國民の皆さんがいろんな思いをお持ちで

ある中で、この一週間何をやられたかという今の

状況は、手續とか法的根拠とか、プロセス、書式とか、そういうことを検討されていたというこ

とでよろしいんでしょうか。

○内閣総理大臣(岸田文雄君) まず、今回の國葬儀を行うことにつきましては、その根拠は内閣府設置法及び閣議決定であるということを申し上げています。

○吉川沙織君 行政権、立法権、司法権があつて、行政権の判断で行い得るという解釈は、確かに法解釈論的であり得るのかかもしれません。た

だ、私が今伺っているのは、手續、プロセス、國

の納得性の問題です。

今回の國葬儀に関しましては、事前に國民の代

表機關たる国会の意を聽取せず、国会の議決を

【参議院】

第十六部 議院運営委員会(第二百九回国会閉会後)会議録第一号 令和四年九月八日

三

経たわけでもありません。このような事態は、主権在民の現行憲法下における中心的機關たる国会が国葬儀に参画していないことを示しています。形式的には国葬儀であるものの、実質的には国葬儀であるのか甚だ疑問です。

閣議決定でできると繰り返しありますが、そういった理由ばかりお述べになるのではなく、

○吉川沙織君 国会のことは国会でお決めになるが常習答弁だったのに、今回のこの件に関しては、總理が八月三十一日に御自身がテレビに出て説明をされるとおっしゃつて、今この場に至つています。

もありかねません。仮に冗費でないとすれば、その分、既定予算を圧迫することにもなりかねず、それに充てようとした施策の経費の質、量が低下するという懸念も生まれることになりますが、總理の御見解お伺いいたしました。

○内閣總理大臣(岸田文雄君) まず、今回の警備・接遇費につきましては、今官房長官からあり

御陣列、春場殿の儀、陵所の儀など様々な行事が行われたところであり、警備活動に必要な経費として予備費で約二十四・四億円を措置したと承知しています。

ましたように既定予算の中から支出を行いま  
す。これは適切な手続に基づくものであると認識  
しております。

そして、今我々は様々な政治課題に直面してい  
るわけですが、そうした必要な予算につきまして  
は、コロナ対策、物価対策を始め、しっかりと必  
要な予算を確保し、そして、国民生活そしてなり  
わいを守るために万全を期していくかと存じま  
す。

が、今回の日露開港が特に接遇を要する海外要人の  
數も五十五代表題程度であることから、  
勘定しますと、八億円と見込んでいる警備に要す  
る経費は妥当な水準だと考えておきます。

○吉川沙綱君 それでは次に、吉田元總理の日露開港  
儀式、それ以降の元總理の内閣・自民党合同舞で警  
備費がかかるものについてお伺いいたします。

○國務大臣(松野博一君) お答えをいたします。

国内外の要人の警護を始めとする警備活動は、

われています。その費用については、「四、非儀のため必要な経費は、国費で支弁する。」とされており、本来は予算を所管する予算委員会で審議され、しかるべきであり、自身も議院運営委員会理事会において、この件について議論する場はこの議院運営委員会ではなく予算委員会が筋だと強く主張いたしました。議院運営委員会に長く籍を置かせていただいている身として、このような傾向にして、危惧を抱くものの、最終的に国会として致し方なく今日の場に至っています。

他方、我々は、憲法第五十三条の規定に基づき、臨時会の召集要求書を八月十八日以降出していまます。召集要請が提出されれば、内閣には臨時会の召集義務があります。これは、国会のこととは国会で決まりにならないやうにして、内閣の責任者たる者に理

が、内閣は八月二十六日の開議において今回の国葬儀に「一億四千九百四十四万円を予備費から支出することを決定しました。これには警備費等が含まれていなかつたため、我々からの強い要請に基づき、一昨日、九月六日に予備費以外の大枠の経費として約十四・一億円とする資料が示されました。

まず、事実関係を官房長官に伺います。

既に予備費で支出することとした経費以外の経費は、全て既定予算の中から捻出するという理解でよろしいでしょうか。

○国務大臣(松野一君) 既定予算の中において支出されるということになります。

○吉川沙継君 いや、重ねて伺います。

既定予算の中から、意匠費などを含む警備費、

今後の状況、不透明であります。が、適切に財政政策を取らなければなりません。今回の財政支出が他の政策課題に悪影響を生じるというものではないと認識をしております。吉川沙蔵君 今整理から、既定予算の中で対応してもらはかの政策に影響、悪影響を与えることはないということでしたけれども、そうしたら、その分やつぱり冗費だったのではないかという懸念金も生まれますが、そういったことは本来予算委員会で審議すべきだと思います。

九月六日内閣から資料として提示された経費について、警備費について八億円程度とされております。昭和天皇崩御の際の大喪のは單純化されることはできないものですが、資料として残っていられる、番吏に残っているものとしてお伺いしたいと

元總理の葬儀の弊側も含め通常業務として行われるものであり、その業務に要する経費はこれまでも原則として毎年度の予算として所要額を計上してきていました。

したがって、こうした経費を葬儀に関する経費として明確に切り分けることはできず、また過去に遡つて切り分けることも困難なため、お手数をおかけすることにならざるを得ないことを御理解をいただきたいと思います。

なお、過去の葬儀のうち、昭和五十五年の故大平正芳内閣、自由民主党同葬儀についてのみ細々と備考に必要な経費として予備費で約二・七億円を措置した実績がありますが、その他の年は残っていないため、予備費を使用した確たる理由はないと思われます。

がお決めになればすぐに召集できるんですが、御見解をお願いします。

○国務大臣 松野博一君 国会の召集に関しましては、先生からお話をいたいたとおり、内閣が決定すべきものであります。召集時期に関しては内閣が決定し、合理的な一定の期間内というところで定められているかと考えております。

国会のことございますので、与党ともよく相

六億円程度とされる接遇費は、これら全てについて既定予算で吸収できるということであるらしいでしょうか。

○国務大臣(松野博一君)　先生からお話をいただいたとおり、既定予算からでございます。

○吉川沙織君　これらについて全額を既定予算で扱うとすれば、既定予算のうち八億円程度と六億円程度が冗費、いわゆる無駄な費用ということになります。

官房長官に伺います。  
大喪の礼の際の警備費について教えてください。  
○國務大臣(松野博一君) お答えをさせていただきます。  
平成元年の大喪の礼については、海外百六十四ヶ国から多くの国内外の要人が参列され、

ことは困難でござります。